

浦添市民体育館空調設備リース委託契約書（案）

浦添市長 松本 哲治（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、浦添市民体育館空調設備リース委託に関し、次のとおり契約を締結する。

- (1) 件 名 : 浦添市民体育館空調設備リース委託
(2) 対象物品及び数量 : 別紙仕様書のとおりとする。
(3) 契 約 金 額 : 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
(4) 契 約 保 証 金 : 浦添市契約規則第6条適用
(5) 履 行 場 所 : 浦添市民体育館(浦添市仲間一丁目13番1号)
(6) 履 行 期 間 : 契約締結日の翌日から
令和3年7月22日まで

(契約の要項)

第1条 浦添市民体育館空調設備リース委託に関する契約内容については、この契約条項・仕様書及び図面によるものとする。

(業務主任技術者)

第2条 乙は、業務履行について、技術上の管理をつかさどる業務主任技術者を定め、甲に通知するものとする。

(業務工程表)

第3条 乙は、契約締結の際、業務工程表を作成し、甲に提出しその承諾を受けなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 乙は、この契約によって生じる権利又は、義務を第三者に譲渡し、又は、承継させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(業務内容等の変更)

第5条 甲は、必要がある場合は、業務の内容を変更することができる。この場合において、契約金額又は履行期限を変更する必要がある場合は、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が著しく損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額については、甲乙協議して定めるものとする。

(検収及び引き渡し)

第6条 乙は設置を完了したときは、遅滞なく甲に対して設置完了報告書を提出しなければならない。

2 甲は設置完了報告書を受領した翌日に業務の確認のため検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり、補正を命ぜられた時は、乙は遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。

(契約代金の支払い)

第7条 乙は、前条の規定による検査に合格し、かつ、履行期間終了後、甲に対して契約代金の支払いを書面により請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求があったときは、その日から起算して30日以内に支払わなければならない。ただし、特別の事由のあるときは、この限りでない。

(消費税及び地方消費税)

第8条 この契約に関する消費税及び地方消費税額の表記は内税方式とし、内訳記載とする。

2 消費税及び地方消費税の算出に際して1円未満の端数が生じた場合は、該当端数は切り捨てるものとする。

(業務内容の瑕疵)

第9条 乙は、設置完了後、内容に瑕疵が発見されたときは、甲の請求により直ちにその修正及び交換を行わなければならない。

2 乙が前項の修正及び交換に応じないときは、甲がこれを行い、その費用を乙から徴収するものとする。

3 物品内容の瑕疵により甲が損害を受けたときは、乙は、甲に対してその損害の賠償をしなければならない。

(契約の解除)

第10条 乙が次の各号に該当するに至ったときは、甲は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 期間内に契約を履行しないとき、又は履行の見込がないとき。

(2) 乙からこの契約解除の申し入れがあったとき。

(3) 乙がこの契約条項に違反したとき。

(4) 甲が行う検査に際し、乙に詐欺その他の不正行為があったとき。

2 前項により契約を解除した場合、甲が損害を受けたときは、乙は、甲に対してその損害の賠償をしなければならない。

(秘密の保持)

第11条 乙は、この契約に定める条項の実施にあたって知り得た甲の業務上の秘密を第三者に漏らし、または、他の目的に使用してはならない。

(その他)

第12条 この契約に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議し、これを定めるものとする。

この契約書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 浦添市安波茶一丁目1番1号
浦添市長 松本 哲治

乙

